令和８年（フ）第８７８号
広島市南区皆実町３丁目１番10―202号
債務者　濱谷　良和
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０８号
徳島県徳島市国府町東黒田字古川10番地の12トゥールコネッサンス205号
債務者　南　　浩一
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
徳島県徳島市西新浜町一丁目１番19―303号ハミングヴィレッジ
債務者　髙橋　和歌
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４５号
徳島県阿波市土成町宮川内字古田32番地２
債務者　藤井　一路
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０４号
栃木県足利市山下町1421番地　レオネクスト春日岡ヴィータ204、前住所栃木県小山市城北３丁目18番地19　ターニングビレッジＥ203号室
債務者　間　加津昭
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第７５６号
神戸市垂水区名谷町867番地の４　名谷富士ハイツ306号
債務者　森田　　泉
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７６４号
神戸市兵庫区笠松通７丁目３番33号
債務者　鎌塚しのぶ
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７６７号
神戸市兵庫区水木通７丁目１番37―503号
債務者　吉岡　岐絵
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２２号
神戸市灘区城内通１丁目４番１号　ハイグレード城内301号
債務者　中村　明美
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４９号
神戸市須磨区飛松町３丁目４番３―402号
債務者　太田　貴之
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９号
兵庫県たつの市神岡町大住寺716番地３
債務者　小坂　一将
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第７９６号
京都市右京区西京極北衣手町16番地５　アロースフェリス　102
債務者　大石　綾乃（旧姓清水）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８０５号
京都市伏見区竹田浄菩提院町78番地　池田ビル503
債務者　益子　梨沙
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９２６号
京都市左京区岩倉花園町541番地34　スタティックハイツキタ201
債務者　中川まゆみ（旧姓向江）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２９号
島根県松江市八束町波入43番地２
債務者　久米　一義
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３９号
島根県安来市汐手が丘20番19号
債務者　篠田　隆幸
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１００号
青森県弘前市大字小比内五丁目１番地14　メイユールタウンＡ－３号
債務者　三上　創詩
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
青森地方裁判所弘前支部